

令和6年2月19日  
P T A 執行部

令和5年度

国立第六小学校 P T A  
緊急臨時総会資料



【次 第】

1 P T Aの活動基盤変更に伴う規約の改正

- (1) 経 緯
- (2) 現状と問題点
- (3) 改善策
- (4) 必要な処置

2 議 案

- (1) 第1号議案：規約第4条の改正（活動基盤に係る記載変更）
- (2) 第2号議案：規約第12条及び第23条の改正（選出基盤及び人数の記載変更）

## 1 P T Aの活動基盤変更に伴う規約の改正

### (1) 経緯

| 日付         | 実施事項       | 概要   |
|------------|------------|--|
| R5.12.2    | 臨時総会       | 選出人数変更(各クラス4名から2名)、活動内容の見直し等を議決  |
| R6.1.5     | 学校との協議     | 今後の活動の方向性等について校長・副校長先生と会長・副会長で話し合いを実施した際、「少子化を背景とした急激な児童数減少が見られる現状であり、今後、六小においてもより良い児童の成長や質の高い授業を進めるうえで、児童を学年全体でみていくことが増えていくことが見込まれます。それに伴い、P T Aにおいてもクラス単位ではなく学年単位での活動に移行することが <u>適当</u> と考えています。」という趣旨の調整があり、即日検討を開始 |
| R6.1.12    | 学校と検討案調整   | 校長・副校長先生と検討案及び今後の日程について調整  |
| R6.2.17    | 全体委員会      | 全体委員会において議題について合意。会長から緊急臨時総会の召集を要請し、全体委員会が承認   |
| R6.2.19～23 | 緊急臨時総会(書面) | 書面総会の形式で表決期間を設定し、緊急臨時総会を開催   |

### (2) 現状と問題点

#### (現 状)

- ① 学校活動においては、授業時間以外のクラス単位での活動はほぼ無く、P T Aや六小サポーターが協力することがある校外活動等においては、学年単位での活動がメインとなっている。
- ② 六小における近年の各学年の編成の推移は、各学年2学級と比較的小規模であるうえ学年進級時のクラス替えを行っていることから、6年間在籍すると仮定した場合、学年内の交流が保たれている。
- ③ P T Aが交流会を開催する際は、学年交流会で実施

#### (問題点)

- ① 現行規定に基づき、P T Aの活動基盤をクラス保護者会においた場合、現状で示したとおり学校活動等においてクラス単位での活動がほぼ無い。
- ② P T A委員の選出において、クラス単位での活動による特段の必要性が認められないにも関わらず「各クラスの保護者より2名以上の委員」と限定した場合、仮に一方のクラスで希望者が3名以上いた場合に、折角の申し出にも関わらず選出を妨げかねない。

### (3) 改善策

学校からの調整に呼応した活動を行うため、また、規定と現状の整合を図るため、規約における活動基盤を「学年の保護者会」に変更するとともに、選出基盤及び人数を「各学年の保護者より4名以上」に変更し、現状に見合い、柔軟に対応できる体制とする。

なお、選出人数の比率に変更は無く、昨年改正したとおりP T A委員は24名のまま、限定事項を無くすことでより柔軟性を担保するものになります。

## (4) 必要な処置

|                              |  |
|------------------------------|--|
| ア 規約第4条の規定の改正<br>活動基盤に係る記載変更 |  |
| 現行規定                         | 第4条<br>活動の基盤をクラス保護者会におき、各クラス、学年間の交流、調整を図りながら活動をすすめます。          |
| 改正案                          | 第4条<br>活動の基盤を <b>学年</b> の保護者会におき、各クラス、学年間の交流、調整を図りながら活動をすすめます。 |

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| イ 規約第12条及び第23条の規定の改正<br>選出基盤及び人数の記載変更 |   |
| 現行規定                                  | 第12条<br>各クラスの保護者より、2名以上の委員を選び、執行部および各専門委員を互選により選出します。                 |
| 改正案                                   | 第12条<br><b>各学年</b> の保護者より、 <b>4名</b> 以上の委員を選び、執行部および各専門委員を互選により選出します。 |
| 現行規定                                  | 第23条<br>全体委員会は、各クラス2名以上の委員で構成し、総会に次ぐ議決機関です。                           |
| 改正案                                   | 第23条<br>全体委員会は、 <b>各学年4名</b> 以上の委員で構成し、総会に次ぐ議決機関です。                   |

### 3 議 案

#### (1) 第1号議案

1でご報告しました「PTA活動基盤変更に伴う規約の改正」に付随し、活動基盤に係る記載変更に係る処置として規約第4条を改正することについて、ご承認の程、宜しくお願い致します。

#### (2) 第2号議案

同じく、選出基盤及び人数の記載変更に係る処置として、規約第12条及び第23条を改正することについて、ご承認の程、宜しくお願い致します。